

## 給与規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人みかた麴杜舎(以下、当法人という。)の職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、時間給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給(時間給)

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

① 職務手当

② 通勤手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

(初任給)

第4条 初任給は、これまでの職業経験、年齢、学識等を総合的に勘案し、代表理事が決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(職務手当)

第6条 職務手当は、専門性を有する職員に対し支給する。

2 前項の職務手当は、代表理事が認めた者に対し、代表理事が定める年額を支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤経路及び通勤実費については、代表理事の承認を要する。

2 通勤手当は、原則として1ヶ月間ごとに通勤に要する実費を支給する。

3 自動車等を使用することを常例とする従業員の通勤手当は、自動車等の使用距離(以下「使用距離」という)に応じて、10,000円を限度として、1kmあたり8円を支給する。

(割増賃金)

第8条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

(1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合

基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数×1.25

(2) 深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合

基準賃金×深夜に勤務した時間数×0.25

(3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25

(4)法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合  
基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35

2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

(基本給+職務手当)÷1か月の平均所定労働時間数

(欠勤等の扱い)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

基準賃金÷1か月の平均所定労働時間数

(給与の支給日)

第10条 給与の計算期間は毎月1日より当月末日までとし、支給日は翌月の20日(その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

(給与の支給方法)

第11条 給与は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込む。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(雑則)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

付則

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

(別表)基本給(時間給) 単位:円

等級	時間給	等級	時間給
1	島根県の最低賃金に準ずる	9	1500
2	900	10	2000
3	950	11	2500
4	1000	12	3000
5	1050	13	3500
6	1100	14	4000
7	1150	15	4500
8	1200	16	5000